



発行所 森吉町役場
編集企画室
印刷所 米内沢
中央印刷所
発行部数 3,000部
毎月10日発行1部5円

議会だより

昭和38年度一般・特別
会計決算認めらる

一般 四〇二万円の黒字

昭和三十九年度決算及び助役、収入役の人事関係等を審議するため一月二十日、町議会臨時会が招集されました。会期四日間、決算の審議は一般会計、特別会計の二つの特別委員会に付託審議の結果、何れも認定可決されました。

助役、収入役の
再選に同意

一月二十四日任期満了の助役選任は三沢栄明氏を再選することに同意可決されました。また、一月三十一日任期満了する収入役に木村長治郎氏を再選することに同意可決されました。

各会計決算のあらまし

一般会計

教育委員の選任
二月三日任期満了の教育委員に金為助氏(再)と白沢喜和治氏(新)の両氏を選任することに同意可決されました。

入総額二億三千五百二十二万五千円、これに対し支出総額は二億三千二百四十四万五千円、差引き四〇二万円の黒字でありました。

才出の主なものは補助事業の前身小建、米中増築、差川林道開設、滝の沢開拓、道路開設、草地改良(中新田)などの事業があり、単独事業では葉たばこ収納所の新築、前小設備費、前中の補修費、森吉小中の補助金でまかないました。

増築費、産業道路開設(小又、五味堀線)本城児童館の建設、平田橋下部工、道路改良、都市計画、造林、酪農振興など、それに災害復旧工事があげられます。

県営事業では米内沢本丁横町線の道路舗装、道路改良(羽立、浦田)、高校建築(体育館)などがあり、これら投資的経費の総額は九、二一七万七千円で、一般財源から一、八九七万六千円をあて、残りは国、県補助金でまかないました。

水道会計
△米内沢簡易水道のこの年度の実質収入(使用料)と実質支出の差引は九万四千円、黒字決算であり、これが三十八年度の不足額五十八万四千円(給水開始時期におくれたための赤字)の関係を、才入、才出差引六万四千円、才入才出、差引残金の繰越金を出しました。

国民健康保険事業勘定会計
才入二、六〇六万八千八百円、才出二、四四七万九千九百円、差引金一、一五八万九千九百円の繰越金を出しました。

特別会計

給水戸数の増加により、四十二年度までは解消される見込みです。

△前田簡易水道建設工事費の決算は総額二、三〇二万八千円、才入才出、差引残金なし。

昭和38年度一般会計歳入歳出総括表
(単位千円)

会計区分	才入	才出	差引額
一般会計	235,225	231,204	4,021
特別会計			
簡易水道	2,569	3,211	△ 642
前田簡易水道	23,028	23,028	
国保事業勘定	26,068	24,579	1,489
国保診療所	22,431	29,049	△ 6,618
森吉診療所	1,475	1,471	3
育英資金積立金	374	374	
米内沢財産区	3,868	2,977	890
前田財産区	75,089	70,768	4,321
合計	390,127	386,661	3,466

38年度町でつかったお金は 町民一世帯当り 80千円 一世帯当り 15千円 (但し一般会計才出)

昭和38年度一般会計決算
(単位千円)

歳入	予算額	決算額
町税	56,823	58,287
地方交付税	59,165	60,779
財産収入	10,005	9,679
分担金、負担金	2,145	2,141
手数料	1,867	2,007
国庫支出金	22,221	22,006
県支出金	9,163	8,878
寄附金	1,408	1,247
繰入金	12,300	12,300
繰越金	14,779	14,778
雑収入	11,259	9,023
雑債	34,100	34,100
合計	235,235	235,225

歳出	予算額	決算額
議会費	5,869	5,865
会場費	35,531	35,491
消防費	3,966	3,897
土木費	14,380	14,047
教育費	84,058	82,219
社会及労働施設費	7,010	6,884
保健衛生費	2,865	2,159
産業経費	23,481	23,160
財産費	6,311	5,973
統計調査費	375	351
奨学費	1,309	1,230
債費	10,724	10,724
支出金	39,337	39,204
備費	19	0
計	235,235	231,204

性質別に見た38年度一般会計決算
(単位千円)

才入 区分	科 目	決 算 額	才出 区分	科 目	決 算 額
自 主 財 源	町 税	58,287	(消 費 的 経 費)	人 件 費	49,322
	公営企業及財産収入	9,679		物 件 費	27,171
	分担金及び負担金	2,141		維持補修費	6,821
	使用料及手数料	2,007		扶助費補助費	13,579
	繰 入 金	12,300		出資金貸付金	618
	繰 越 金	14,778		繰 出 金	9,966
	雑 収 入	9,023		前年度繰上充用金	20,886
	小 計	108,215		小 計	128,363
依 存 財 源	地方交付税	60,779	(投 資 的 経 費)	晋 通 建 設 事 業 費	90,164
	国庫支出金	22,006		(1) 補 助 事 業	56,758
	県 支 出 金	8,878		(2) 単 独 事 業	28,785
	寄 付 金	1,247		(3) 県 営 事 業 負 担 金	4,621
	町 債	34,100		災 害 復 旧 費	1,954
				公 債 費	10,723
	小 計	127,010		小 計	102,841
才 入 合 計		235,225	才 出 合 計		231,204

これは国の制度改正で補助金が大巾にふえたことによるものです。

この年度、十月から世帯主の医療給付を七割に引上げ、助産費、葬祭費も千円から二千元に引上げ、育児改善されるよう最善の努力をいたしました。

この年度では一般会計から四百八十八万円、前田財産区から四百八十八万円、合計一千八百七十六万円を繰入して診療所の運営に努めました。

阿財財産区共、造林、撫育に重点をおくたわら、簡易水道事業、国保診療所、林道開設事業、学校増築工事を進め、速やかに除雪しました。

国民健康保険診療所会計
才入総額 二、二四三万円
才出総額 二、九〇五万円
差引不足額 六六二万円
この不足額は翌年度予算から繰上げ充用して補てんしました。

育英資金積立金
三十八年度の積立金三七万四千円で積立金累計五十一万八千円となりました。

これにより昭和三十九年度から「育英資金貸付審査会」を設けて貸付を開始しました。

森吉診療所
才入 一四七万五千円
才出 一四七万二千円
差引 三千円の繰越金
森吉診療所は、地味出張診療所であり、いわゆる無医地区解消のため、国の助成措置を受けて運営しています。

才入内訳は国庫補助金六、八八八千円、診療収入の三九万七千円、国保診療所からの繰入金四六万円で合計一四七万五千円です。

雪おろしの後仕事も大仕事ですが、火事などの際に備えて避難口や通路を確保すること。

雪おろしと
交通防害

気になる
屋根の雪

今月の納期
固定資産税

2月28日限り

母の愛 父の理解が 子を守る (青少年を立派に育てる運動)

39年

一般会計決算から見た
38年度のおもな仕事 (単位千円)

事業別	事業費	特定財源	一般財源
普通建設事業	90,164	72,534	17,630
補助事業	56,758	54,710	2,048
開拓道路開設	3,178	1,455	1,723
前田小学校建築	47,165	47,165	0
米内沢中学校増築	2,853	2,853	0
差川林道開設	2,469	2,198	271
草地改良事業	970	970	0
国体記念造林	122	68	54
単独事業	28,785	16,824	11,961
防火水槽設置	360	180	180
消防車庫建築	801	300	501
小型ポンプ購入	319	139	180
道路改良	5,278	1,100	4,178
橋梁改良	434	5	429
産業道路新設	643		643
都市計画事業	364	118	246
前田中学校補修	1,339	1,339	0
森吉小中改築	859	800	59
前田小学校設備費	2,822	1,443	1,379
本城児童館建設	686	600	86
和牛購入費	255	120	135
造林事業	1,929	1,600	329
葉たばこ収納所	6,480	6,480	0
牧野施設費	916	546	370
酪農振興	1,152	543	609
土地購入費	4,148	1,511	2,637
県営事業負担金	4,621	1,000	3,621
都市計画事業費	960		960
高校体育館	1,100		1,100
県単舗装事業	1,248	1,000	248
県単改良事業	1,313		1,313
災害復旧事業	1,953	607	1,346
補助事業	1,135	607	528
単独事業	818		818
合 計	92,117	73,141	18,976

特定財源とは国県支出金や、起債、寄付金、その他のことです

町で借りているお金（38年度）
（単位 千円）

目 的 別	借 入 先 別
・ 一 般 会 計 ・	・ 一 般 会 計 ・
教 育 費 54,579	
(内) 学 校 建 築 53,805	
公 民 館 建 築 954	大 蔵 省
土 木 費 4,599	25,413
(都市計画、河川改修)	
産 業 経 済 費 11,177	
(林 道 の 開 設 他	郵 政 省
7,591)	53,512
公有林造林事業 4,800	
失業対策事業 1,046	
災 害 復 旧 費 4,701	公営企業金融公庫
住宅改良資金貸付 1,583	4,800
診 療 所 建 築 1,060	
計 83.725	計 83.725
・ 特 別 会 計 ・	・ 特 別 会 計 ・
簡易水道事業 21,489	郵 政 省 21,489

葉たばこ収入

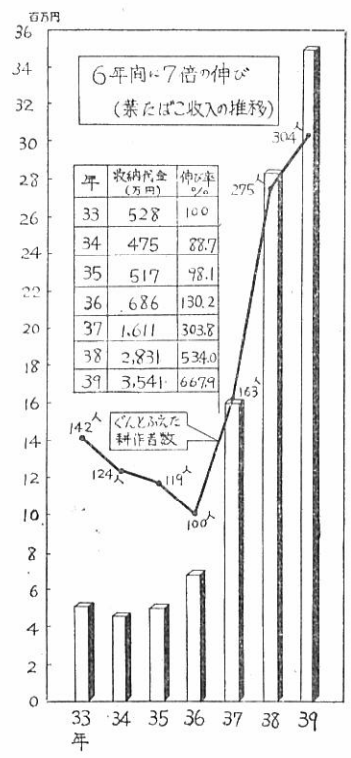
三十九年の葉たばこ収納は十二月三日から米内沢駅は省力栽培と品質の向上、前たばこ収納所で行なわれ一月十四日で阿仁部の収納を全部終りました。町村別の収納実績は次のとおり。

森吉町	三、五四一万円
合川町	三、九三〇千
上小阿仁村	四二〇千
阿仁町	二四五千
合計	八、一三六万円

町産業課では「葉たばこくらい安定した

換金作物はないので、今後は省力栽培と品質の向上、選別作業の共同化を研究して、一層の振興をはかりたい。反当収入十万円も夢ではない。」といっています。

なおグラフでもおわかりのように、当町の三十三年度の収納金は五二八万円、三十九年度は三千五四一万円、約七倍に伸びています。



煙草は町内で
買いましよう

町の収入となる煙草消費
税は、毎月平均五十万円前

後、年間では六百万円に及
び、町政の推進を助けてい
ます。

煙草は是非町内からお買
い求め下さい。

健康な稲
つくり
シリーズ

健康な稲りズ
つくりー
た。また、秋の脱穀作業を田圃で行ない、稲ワラをそのまま放直してお、場合が多いようですが、稲ワラが未熟のまま田圃に施されると稲の生育に色々の障害を招き減収のもとになるので、次の要領で速成堆肥を造るようおすすしめます。

①積込場所は堆肥舎がな

速成堆肥の造り方

ければ田圃でも屋外でもよいが水の便利な場所をえらぶようにする。

②原料稲ワラと石灰窒素を用意する。

③造り方の順序

稲ワラ四百疋＝約百貫

←

積込前日の夕方、水約七斗を掛ける。

←（一夜おく）

④造り方のコツ

稲ワラを三ツ切りにして積込み、水約三十石六斗を掛ける。その際、石灰窒素八疋（約二貫）使用する。

←（二、三週間）

切りくずし、積込みを行なう、水約二石、石灰窒素約四疋使用。

←（約四週間）

八百疋（二百メ）の推肥となる。

④造り方のコツ

分解をよくするために地面に小さいミゾを通し

てから積込むこと。

積込みは高さ一米、縦横が二米の巾になるようにし、なるべく杵を用いて積込むと具合がよい。

積込む時の水分は絞って水が滴る程度。

石灰窒素は上部に多く稲ワラと交互に積みこむ積込みが終ったら上面を中高にして古俵、ビニールなどで覆蓋（おおひ）をすること。

春先は乾燥させないよう注意します。

（農業改良普及所）

町政の記録（1月）

- 1日 新年祝賀名刺交換会（前田公民館）
5日 消防出初式（米内沢中学校）
11日 教育委員、校長会合同会議（支所）
13日 選挙管理委員会
14日 教育委員定例会（支所）
16日 議会常任委員長と総務委員合同協議会
16日 役場事務改善委員会
16日 財産区決算委員会
19日 40年度文教施設建築計画提出（教委）
20日 町議会才1回臨時会開会
21日 町議会 決算委員会
22日 町議会本会議（助役、収入役、教育委員の選任原案可決）
23日 町議会常任委員会 午後本会議、閉会
24日 町長、議長等上京（併用林道関係陳情）
28日 行政苦情相談所開設（米内沢公民館）
29日 健康な稲づくり運動推進協議会（役場会議室）
〃 民生委員会合同会議（前田公民館）
〃 森吉町外二ヶ町村（合川町、上小阿仁村）火葬場施設組合設立が県から許可された。
30日 桂瀬橋の下部工、秋田土建が落札、722万円

保育所の入所申
請は二月二十日
までです。

／完納で明るい町づくり／

滞納一掃にご協力を！

三十九年度も三月
でおわり、四月から
新しい年度が始ま
ります。

年度末は各種支払
いが激増するため納
税者各位の深い理解
とご協力により滞納
が一掃されるようお願い
します。

納税者の中には再三督促
されても全く誠意のない人
もあり、税務課では本意
ながら差押、公売処分の方
置をとることにしています

滞納すれば延滞金が増算

38年度町税収入状況(単位千円)

税 区 分	調 定 額	収 入 額	収 納 率
町 民 税	13,994	12,905	92.2
固 定 資 産 税	37,177	32,114	86.4
軽自動車税	481	385	80.0
たばこ消費税	5,925	5,925	100.0
電気ガス税	3,255	3,255	100.0
鉱 産 税	468	468	100.0
木 材 引 取 税	2,700	2,392	88.6
入 湯 税	2	2	100.0
都 市 計 画 税	1,207	840	69.6
旧法による税 (自転車荷車税)	2	1	50.0
町 税 合 計	65,211	58,287	89.4

所得稅
確定申告

三月二日(火)午
前九時より当町
役場で国、県、
町税の申告指導
と納税相談を実
施しますから該
当者は必ず申告
して下さい。

贈与税の申告指導

二月十九日役場でー
贈与税の納期限は、贈与を受けた年の翌年二月末日までとなっていますが、税務署では次により申告相談に応じますから該当の方は必ず申告して下さい。
日時 二月十九日（金）午前九時より
場所 役場会議室。

婚姻

このよろこびをいつまでも

慶弔だより

(二月)

[illegible]